

尼崎市民共済生活協同組合交通等傷害共済事業実施規則

制 定	昭和42年	4月	1日
一部改正	昭和47年	11月	1日
一部改正	昭和56年	11月	1日
一部改正	昭和60年	8月	1日
一部改正	昭和62年	7月	1日
一部改正	平成 3年	4月	1日
一部改正	平成 5年	7月	1日
一部改正	平成 6年	11月	25日
一部改正	平成 8年	6月	1日
一部改正	平成13年	3月	12日
一部改正	平成22年	4月	1日
一部改正	平成29年	5月	24日
一部改正	平成30年	11月	1日

(基 準)

第1条 この規則は、尼崎市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）交通等傷害共済事業規約（以下「規約」という。）第34条の規定に基づき、交通等傷害共済事業の実施に関する事項を定める。

2 この組合の交通等傷害共済事業の実施については、定款及び規約に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

一部改正 [平成 22. 4. 1]

(被共済者の異動)

第2条 規約第6条に掲げる共済契約（以下「契約」という。）において、共済契約者（以下「契約者」という。）と世帯を分離した被共済者の契約は、当該契約期間内にかぎり有効とする。ただし、契約者はすみやかに組合に届け出なければならない。

一部改正 [昭和 56. 11. 1・平成 22. 4. 1]

(新規契約)

第3条 削除

一部改正 [昭和 47. 11. 1・60. 8. 1]

削 除 [平成 22. 4. 1]

(再契約)

第4条 削除

一部改正 [昭和 60. 8. 1]

削 除 [平成 22. 4. 1]

(団体加入)

第5条 削除

削 除 [平成 30. 11. 1]

(団体契約)

第5条の2 削除

削 除 [平成 30. 11. 1]

(掛金の口座振替の適用)

第6条 規約第12条第2項の規定により共済契約者から口座振替による共済掛金の払込みの申し出があり、かつ、この組合がこれを承諾した場合に、掛金の口座振替を適用する。

2 前項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合の指定する集金代行業者（以下「集金代行業者」という。）が取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。
- (2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座から集金代行業者の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。
- (3) 共済期間の満了日をこの組合の指定する日に合致すること。
- (4) 共済期間の満了日が異なる2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済契約を含む。）がある場合は、いずれの契約についても共済期間の満了日をこの組合の指定する日に合致すること。
- (5) 継続する契約について変更の申し出が無い場合は、共済期間が満了となる契約と同内容で契約更新を申し込むものとする。

追 加 [平成 13. 3. 12]

一部改正 [平成 22. 4. 1]

(口座振替による共済掛金の払込み)

第7条 規約第12条第3項に規定する共済掛金の払込みは、共済契約の満了の日の属する月の前月のこの組合が指定する日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額を集金代行業者の口座に振り替えるものとする。

2 前項の場合には、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

3 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）の共済掛金を振り替える場合において、この組合は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者はこの組合に対して、これらの共済契約の

うちの一部の共済契約の共済掛金の振り替えを指定できないものとする。

- 4 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。
- 5 口座振り替えにより払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略することができる。

追 加 [平成 13. 3. 12]

一字改正 [平成 22. 4. 1]

(口座振替不能の場合の取扱い)

第 8 条 共済契約者の諸般の事情により前条第 1 項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その共済掛金を当該共済契約の効力の発生日までに、この組合又はこの組合の指定した場所に払込みを行わない限り、共済掛金の払込みがなされなかったものとし、当該共済契約の効力は発生しないものとする。

追 加 [平成 13. 3. 12]

(指定口座の変更等)

第 9 条 共済契約者は、第 6 条第 2 項第 1 号に規定する範囲で指定口座を他の口座に変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出るとともに第 6 条第 2 項第 2 号に規定する手続きをしなければならない。
- 3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合及び集金代行業者に申し出なければならない。
- 4 集金代行業者が共済掛金の取扱いを停止した場合において、この組合はその旨を共済契約者に通知する。

この場合において、共済契約者は強いて他の集金代行業者に変更しなければならない。

追 加 [平成 13. 3. 12]

(掛金の口座振替の消滅)

第 10 条 次の各号の場合には、掛金の口座振替は消滅するものとする。

- (1) 共済契約者から掛金口座振替の解除の申し出があったとき。
- (2) 第 6 条第 2 項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (3) 前条第 1 項、第 2 項および第 4 項に規定する諸変更の際し、その変更手続きが行われないうまま掛金の口座振替が不能となったとき。
- (4) 共済契約者が第 11 条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (5) 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。

追 加 [平成 13. 3. 12]

(口座振替日の変更)

第 11 条 この組合及び集金代行業者の事情により、この組合は将来に向かって第 6 条第 1 項に規定する振替日を変更することができる。

この場合において、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

追 加 [平成 13. 3. 12]

(契約審査)

第 12 条 規約第 1 1 条第 3 項に定める審査は、規約及びこの規則並びにこれらに基づく諸規程に適合するか否かについて行うものとする。

追 加 [昭和 60. 8. 1]

一部改正 [平成 13. 3. 12・22. 4. 1]

(異動届)

第 13 条 契約者は、住所、勤務先又は氏名を変更したときは、契約内容変更届に共済契約引受証を添えて、組合に提出しなければならない。

一部改正 [昭和 47. 11. 1・56. 11. 1・60. 8. 1・平成 13. 3. 12・22. 4. 1]

(無効契約)

第 14 条 組合は、規約第 1 4 条に規定する理由により契約が無効となったときは、共済契約無効通知書をもって契約者に通知する。

追 加 [昭和 60. 8. 1]

一部改正 [平成 13. 3. 12・22. 4. 1]

(任意解約)

第 15 条 契約者は、規約第 1 5 条第 1 項の規定により契約を解約、取消をするときは、共済契約解約・脱退届を組合に提出しなければならない。

2 契約者は、組合員の資格を喪失したため契約を解除しようとするときは、共済契約解約・脱退届を組合に提出しなければならない。

追 加 [昭和 60. 8. 1]

一部改正 [平成 13. 3. 12・22. 4. 1]

(契約解除の通知)

第 16 条 組合は、規約第 1 5 条の 2 または規約第 1 5 条の 3 に規定する理由により、契約を解除したときは文書をもって契約者に通知する。

一部改正 [昭和 60. 8. 1・平成 3. 4. 1・13. 3. 12・22. 4. 1]

(契約失効)

第 17 条 契約者は、規約第 15 条の 4 第 1 項の規定により契約が消滅したときは、共済契約消滅届兼返戻金請求書を組合に提出しなければならない。

追 加 [昭和 60. 8. 1]

一部改正 [平成 13. 3. 12・22. 4. 1]

(身体障害共済金)

第 18 条 規約第 19 条の 3 に定める終身自用を弁済することができなくなったとき及び両眼を失明したときとは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）施行規則別表身体障害者障害程度等級表により、1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けた者又は当該手帳の交付申請中の者の状態をいう。

一部改正 [昭和 47. 11. 1・56. 11. 1・平成 8. 6. 1・13. 3. 12]

(共済金の減額)

第 19 条 規約第 19 条の 5 による共済金の減額は、別表第 2 の基準によるものとする。

追 加 [昭和 47. 11. 1]

一部改正 [昭和 56. 11. 1・60. 8. 1・62. 7. 1・平成 6. 11. 25・13. 3. 12]

(共済金の請求)

第 20 条 共済金を受けとるべき同順位の遺族が 2 人以上ある場合は、共済金受取委任者全員の委任状及び印鑑証明書を添えて、組合に提出しなければならない。

2 規約第 20 条第 1 項第 1 号に規定する第三者の作成に係る現認書は、親族及び利害関係者以外のものでなければならない。

一部改正 [昭和 47. 11. 1・56. 11. 1・平成 5. 7. 1・13. 3. 12・22. 4. 1]

(権利義務の承継)

第 21 条 規約第 3 2 条に規定する権利義務を承継する順位は次のとおりとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、被共済者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に掲げる者の共済金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位により父母については養父母を先にし実父母を後にする。

3 第 1 項に規定する共済金の受取人がいないときは、葬祭を行った者に対し、10 万円以内の葬祭料を支払うことができるものとする。

一部改正 [平成 13. 3. 12]

(事故等の調査)

第22条 規約第23条に規定する調査は、原則として2名以上の調査員により調査し、損害調査書を作成する。

2 この組合は、前項の調査に必要があると認めたときは、関係官署に調査を委嘱して共済金決定の参考とすることができる。

3 この組合は、前項の調査を委嘱したときは、その調査者に対して実費を支払うものとする。

一部改正 [平成 13.3.12]

(見舞金)

第23条 規約第24条の2に規定する見舞金については、理事会において別に定める。

追加 [昭和 60.8.1]

一部改正 [平成 13.3.12・22.4.1]

(審査委員会)

第24条 規約第25条第4項に規定する審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成 13.3.12・29.5.24]

(細則)

第25条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成 22.4.1]

付 則 (昭和 42. 2.27 理事会決定)

この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (昭和 47. 8.22 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則の改正は、昭和 47 年 11 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 昭和 47 年 10 月 31 日現在の契約者については、その契約が満了するまでの旧規則を適用するものとする。

付 則 (昭和 56. 10.15 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 56 年 11 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日以後に効力の生ずる共済契約から適用する。

(身体障害共済金に係る経過措置)

2 改正後の規則第9条の規定は、昭和56年11月1日以後に発生する交通事故等に係る身体障害共済金について適用し、当該日前に発生した交通事故等に係る身体障害共済金については、なお従前の例による。

付 則 (昭和60. 5.14 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいてなされた届出その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた手続きとみなす。

付 則 (昭和62. 5.12 理事会決定)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則 (平成2.12.17 理事会決定)

この規則は、理事長の定める日から施行する。

(理事長の定める日 平成3年4月1日)

付 則 (平成5. 5.17 理事会決定)

この規則は、理事長の定める日から施行する。

(理事長の定める日 平成5年7月1日)

付 則 (平成6.11.25 理事会決定)

この規則は、平成6年11月25日から施行し、平成6年10月1日以後に効力の生ずる共済契約から適用する。

付 則 (平成8. 5.23 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行日以降に新たに効力の生じる共済契約から適用し、施行日の前日までに効力が発生している共済契約については、なお従前の例による。

付 則 (平成12. 5.26 理事会決定)

この規則は、平成13年3月12日から施行する。

付 則 (平成22. 2.2 理事会決定)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成29. 5.24 理事会決定)

この規則は、平成29年5月24日から施行する。

付 則 (平成30.10.29 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。

別表第 2

10分の5減額の基準	10分の3減額の基準
<p>1 被共済者が、自動車又は原動機付自転車を法定制限速度を 20 キロメートル毎時以上 25 キロメートル毎時未満を超過して運転している間に生じた傷害</p> <p>2 被共済者が、道路交通法第 117 条の 4 第 2 号に定める酒気帯び運転の状態 で車両を運転している間に生じた傷害</p> <p>3 被共済者が、道路交通法第 68 条に定める行為により車両を運転している間に生じた傷害</p> <p>4 被共済者が、道路交通法第 7 条に定める信号機又は警察官若しくは交通巡視官の手信号等に従わないで車両を運転している間に生じた傷害</p> <p>5 被共済者が、運転者の無免許又は酒酔等（規約第 21 条第 7 号又は第 8 号に掲げる法令違反という。）である事実を知りながら同乗していた間に生じた傷害</p>	<p>1 被共済者の法令違反に起因して生じた傷害 ただし、10 分の 5 減額の基準に該当する場合を除く。</p>

追 加〔昭和 56.11.1〕

一部改正〔昭和 60.8.1〕